

予防給付等から総合事業への移行（イメージ）

介護保険制度

＜現行＞

＜移行後＞

介護給付（要介護1～5）

介護給付（要介護1～5）

予防給付（要支援1～2）

予防給付（要支援1～2）

訪問看護、福祉用具等

訪問介護、通所介護

介護予防事業

○ 一次予防事業

対象：65歳以上のすべての高齢者
介護予防普及啓発事業、健康づくり展（ひろ）げる講座など

○ 二次予防事業

対象：要支援・要介護状態となる恐れの高い65歳以上の高齢者
通所型介護予防事業、なにわ元気塾（いきいきサロン） など

事業に移行

多様化

再構築

新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

○ 介護予防・生活支援サービス事業

対象者：要支援1・2、事業対象者

・ 訪問型サービス

・ 通所型サービス

など

○ 一般介護予防事業

対象：全ての高齢者

一次介護予防事業、なにわ元気塾（いきいきサロン）、
地域介護予防防活動支援事業（いきいき百歳体操の普及支援）など

包括的支援事業・任意事業

○ 地域包括支援センターの運営

○ 在宅医療・介護連携推進事業

○ 認知症施策推進事業

○ 生活支援体制整備事業

など

包括的支援事業・任意事業

○ 地域包括支援センターの運営

○ 在宅医療・介護連携推進事業

○ 認知症施策推進事業

○ 生活支援体制整備事業

など

地域支援事業

地域支援事業